

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第八十六号

### 郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部改正)

第一条 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則(昭和三十九年広島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「官製はがき」を「郵便葉書」に改める。

(広島県会計規則の一部改正)

第二条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改め、同項第一号を次のように改める。

#### 一 県税

第十四条の二第一項及び第十五条第四項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第二十四条第三項中「若しくは支店又は郵便局」を「又は支店」に改める。

第四十五条第四項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第四十六条第一項中「郵便局又は」を削る。

第四十九条第一項第一号中「小切手又は」を「小切手等(令第五百五十六条第一項第一号に規定する小切手等をいう。以下この号において同じ。)又は」に、「小切手で」を「小切手等で」に、「呈示期間」を「権利の行使のため定められた期間」に、「呈示を」を「提示又は支払の請求を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「規定する小切手」を「掲げる証券」に改める。

第六十五条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第六十八条第四項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に、「郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第五十八条の規定により県が加入する公金に関する郵便振替」を「県の郵便貯金銀行」に改める。

(広島県吏員恩給条例施行細則の一部改正)

第三条 広島県吏員恩給条例施行細則(昭和八年広島県告示第九百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「郵便局」を「郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項ニ規定スル郵便局(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条ニ規定スル郵便貯金銀行ヲ銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項ニ規定スル所

属銀行トスル同条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ営ム郵便局株式会社ノ営業所トシテ当該銀行代理業務ヲ行フモノニ限ル）及郵便貯金銀行ノ営業所（以下「郵便局等」ト謂フ）に改め、同条第二項中「郵便局ヲ」を「郵便局等ヲ」に、「支払郵便局屈」を「支払郵便局等屈」に改め、同条第三項中「郵便局ヲ」を「郵便局等ヲ」に、「支払郵便局変更屈」を「支払郵便局等変更屈」に改める。

別記第二十三号書式中「支払郵便局屈」を「支払郵便局等屈」

に、「支払郵便局」を

「支払郵便局」	郵便局
---------	-----

「支払郵便局」を改める

「支払郵便局」	郵便局
---------	-----

る。

別記第二十四号書式中「支払郵便局変更屈」を「支払郵便局

等変更屈」に、「殿」を「様」に、「昭和」を「平成」に

「従来支払を受けていた郵便局名」	年 月 以降支払を受ける郵便局名
------------------	------------------

「郵便局」を

郵便局	「従来支払を受けていた郵便局等名」	
郵便局	年 月 以降支払を受ける郵便局等名	

に改める。

（広島県恩給給与細則の一部改正）

第四条 広島県恩給給与細則（昭和二十五年広島県規則第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業務を行うものに限る。）及び郵便貯金銀行の営業所（以下「郵便局等」という。

）」に改め、同条第二項中「郵便局を」を「郵便局等を」に、「支払郵便局届」を「支払郵便局等届」に改め、同条第三項中「郵便局を」を「郵便局等を」に、「支払郵便局変更届」を「支払郵便局等変更届」に改める。

別記様式第四十号中「支払郵便局」を「支払郵便局等」に改める。

局 等 届」に	「支払郵便局名
---------	---------

郵便局	「支払郵便局等名
-----	----------

」に改める。

別記様式第四十一号中「支払郵便局変更届」を「支払郵便局

等 変 更 届」に	「従来支払を受けていた郵便局名	年 月 渡以降支払を受ける郵便局名
-----------	-----------------	-------------------

郵便局	「従来支払を受けていた郵便局等名	年 月 渡以降支払を受ける郵便局等名
-----	------------------	--------------------

」に改める。

(広島県税規則の一部改正)

第五条 広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「郵便局」を「郵便貯金銀行の営業所」に改め、同条中「郵便局は」を「郵便貯金銀行の営業所は、県内の郵便貯金銀行の営業所のほか」に、「を納付又は納入する場合理限り」を「の区分に応じ」に、「郵便局と」を「郵便貯金銀行の営業所と」に改め、同条第一号及び第二号中「郵便局」を「郵便貯金銀行の営業所」に改める。

第五十五条第四項中「県内の郵便局若しくは第五条の二に規定する郵便局」を「第五条

の二に規定する郵便貯金銀行の営業所」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第六条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三の見出し中「郵便振替」を「郵便貯金銀行の」に改め、同条中「郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第五十八条の規定により県が加入した公金に関する郵便振替」を「県の郵便貯金銀行」に改める。

第二十八条の三第三項中「郵便局」を「県税規則第五条の二に規定する郵便貯金銀行の営業所」に改める。

(広島県通信費経理事務取扱規則の一部改正)

第七条 広島県通信費経理事務取扱規則(昭和四十四年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「官製はがき」を「郵便葉書」に改める。

別記様式第一号中「郵便切手及び官製はがき代」を「郵便切手及び郵便葉書代」に改める。

別記様式第二号中「郵便切手及び官製はがき代」を「郵便切手及び郵便葉書代」に改める。

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本郵政公社の項を削る。

(広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則(平成七年広島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号サ中「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律)を「郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項に規定する郵便局(郵便窓口業務の委託等に関する法律)に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「委託事務」を「再委託事務」に改める。

(広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第十条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第一通信設備の項を次のように改める。

通信設備

郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局及び西日本電信電話株式会社の支店

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（広島県会計規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この項において「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、第二条の規定による改正前の広島県会計規則第四十九条第一項の規定は、なおその効力を有する。